

## 4. 高温環境下での労働

### (1) 高温環境下での労働における熱中症

熱中症による労働災害は、死亡事例だけで毎年約 20 人前後になっています。

熱中症による死亡労働災害の約 3/4 は建設業で発生しています。しかし、毎年、製造業における炉の周囲での作業や炉内の補修作業、屋外での警備・造園・緑化・清掃の作業、給食調理やクリーニングなど屋内で高温や蒸気に暴露される作業などでも発生事例があります。

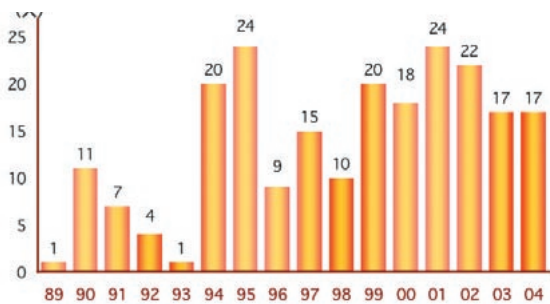


図 20 熱中症における労災死亡者数  
(提供者：産業医科大学教授 堀江正知氏)

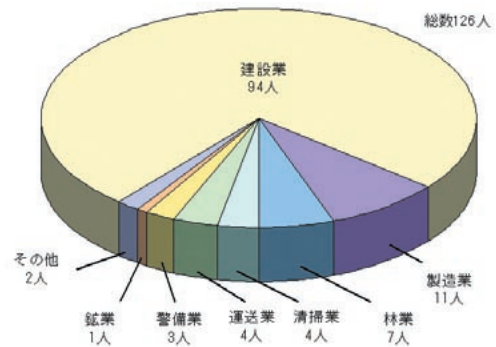


図 21 産業分野別の労災死亡者数  
(提供者：産業医科大学教授 堀江正知氏)

被災事例の環境は、必ずしも気温だけでは決まりません。気温が低くても湿度が高い環境は要注意です。また、例年、北日本でも発生しています。

また、熱中症に関する統計から分かる大きな特徴は、作業の初日に被災している者が多いということです。暑さに慣れていない時には暑さに慣れるまでは特に注意しましょう。

## (2) 高温環境下の特性に応じた予防策

### 1. 作業環境管理

- (1) 発熱体と高温環境下での作業場所（以下単に「作業場所」という。）の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること。屋外作業においてはできるだけ直射日光を遮ることのできる簡易な屋根等を設けること。
- (2) 作業場所に適度な通風や冷房を行うための設備を設けること。また、作業中は、適宜、散水等を行うこと。
- (3) 作業場所に氷、冷たいおしぼり、作業場所の近隣に水風呂、シャワー等身体を適度に冷やすことのできる物品、設備等を設けること。
- (4) 作業場所の近隣に冷房室や日陰などの涼しい休憩場所を設けること。休憩場所は臥床することのできる広さを確保すること。
- (5) 作業場所にスポーツドリンクを備え付ける等水分や塩分が容易に補給できるようにすること。
- (6) 作業場所に温度計や湿度計を設置し、作業中の温湿度の変化に留意すること。

### 2. 作業管理

- (1) 気温条件、作業内容、労働者の健康状態等を考慮して、作業休止時間や休憩時間の確保に努めること。特に、人力による掘削作業等のエネルギー消費量の多い作業や連続作業はできるだけ少なくすること。
- (2) 熱を吸収、保熱しやすい服装は避け、吸湿性、通気性の良い服装にすること。
- (3) 直射日光下では通気性の良い帽子等をかぶらせること。

### 3. 健康管理

- (1) 直近の健康診断等の結果に基づき、適切な健康管理、適正配置等を行うこと。
- (2) 労働者の睡眠時間、栄養指導等日常の健康管理について指導を行うこと。必要に応じ健康相談を行うこと。
- (3) 作業開始前に労働者の健康状態を確認すること。また、あらかじめ作業場所を把握しておき、作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認すること。複数作業においては、労働者にお互いの健康状態についての留意するようにさせること。
- (4) 労働者に対し、水分や塩分の補給等必要な指導を行うこと。
- (5) 休憩場所に体温計を置き、休憩時間などに測定させることが望ましいこと。

#### 4. 労働衛生教育

高温環境下における作業を行う際には、作業を管理する者及び作業者に対し、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- ①熱中症の症状
- ②熱中症の予防方法
- ③緊急時の救急措置
- ④熱中症の事例

#### 5. 救急措置

- (1) 救急連絡網をあらかじめ作成し、関係者に周知すること。また、病院、診療所等の所在地、連絡先を把握しておくこと。
- (2) 少しでも熱中症の症状が見られた場合は、救急措置として涼しいところで身体を冷し、水分及び塩分の補給を行うこと。また、必要に応じ医師の手当を受けさせること。

「熱中症の予防について」（厚生労働省 平成8年5月21日付 基発第329号）より抜粋